

「カートリッジ・自動配送サービス利用約款（コレモール）」新旧対照表（訂正版）

改訂前	改訂後（2023年12月14日付）
<p>序文</p> <p>「カートリッジ・自動配送サービス利用約款」（以下「本約款」という）は、お客様（以下「甲」という）がキヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「乙」という）より“カートリッジ・自動配送サービス”（以下、「本サービス」と表記され、本約款第1条において定義されます）の提供を受けるに際し、共通に適用されるものとします。</p> <p>なお、本約款に特段の定めのない事項については、ネットアイ利用規約（https://cweb.canon.jp/neteye/agreement/）の定めが適用されるものとします。</p>	<p>序文</p> <p>「カートリッジ・自動配送サービス利用約款」（以下「本約款」という）は、お客様（以下「甲」という）がキヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「乙」という）より“カートリッジ・自動配送サービス”（以下、「本サービス」と表記され、本約款第1条において定める）の提供を受けるに際し、共通に適用されるものとする。</p> <p>なお、本約款に特段の定めのない事項については、ネットアイ利用規約（https://cweb.canon.jp/neteye/agreement/）の定めが適用されるものとする。</p>
<p>第1条（定義）</p> <p>③「本通知メール」とは、ネットアイを用いて甲及び乙に送信される、キヤノン製レーザービームプリンター及び/又はキヤノン製ラージフォーマットプリンターの消耗品の残量の通知メールをいう。</p> <p>④「対象機械」とは、本サービスの対象となる機械であって、甲が使用するキヤノン製レーザービームプリンター、レーザー複合機及びラージフォーマットプリンターのうち、コレモールの申込内容確認画面に記載されるものをいう。</p>	<p>第1条（定義）</p> <p>③「本通知メール」とは、ネットアイを用いて甲及び乙に送信される、キヤノン製レーザービームプリンターまたはキヤノン製スモールオフィス向け複合機/またはキヤノン製大判プリンターの消耗品の残量の通知メールをいう。</p> <p>④「対象機械」とは、本サービスの対象となる機械であって、甲が使用するキヤノン製レーザービームプリンターまたはキヤノン製スモールオフィス向け複合機またはキヤノン製大判プリンターのうち、コレモールの申込内容確認画面に記載されるものをいう。</p>
<p>第2条（本サービスの提供）</p> <p>甲は、乙が運営する“コレモール”（以下「コレモール」という）を通じて申込みを行い、又は乙所定の「カートリッジ・自動配送サービス利用申込書」（以下「本申込書」という）に必要事項を記載のうえ、乙に提出することにより、乙に本サービスの利用申し込みをおこなうものとします。乙は、当該利用申込を受けた場合、速やかに甲が本サービスを提供するために必要な条件を満たしていることを確認するものとし、本サービスの提供をおこなうことができると判断した場合には、甲にコレモール上にて「カートリッジ・自動配送サービス申込完了通知」（以下「本通知」という）を交付するとともに、本通知の定めに基づき本サービスの提供を開始するものとします。なお、甲による申込みの内容と本通知に相違がある場合は、本通知の定めが優先するものとします。なお、本約款に定めのない事項については、コレモールの利用規約が適用されるものとします。</p>	<p>第2条（本サービスの提供）</p> <p>甲は、乙が運営する“コレモール”（以下「コレモール」という）を通じて申込みを行い、又は乙所定の「カートリッジ・自動配送サービス利用申込書」（以下「本申込書」という）に必要事項を記載のうえ、乙に提出することにより、乙に本サービスの利用申し込みをおこなうものとする。乙は、当該利用申込を受けた場合、速やかに甲が本サービスを提供するために必要な条件を満たしていることを確認するものとし、本サービスの提供をおこなうことができると判断した場合には、甲にコレモール上にて「カートリッジ・自動配送サービス申込完了通知」（以下「本通知」という）を交付するとともに、本通知の定めに基づき本サービスの提供を開始するものとする。なお、甲による申込みの内容と本通知に相違がある場合は、本通知の定めが優先するものとする。なお、本約款に定めのない事項については、コレモールの利用規約が適用されるものとする。</p>
<p>第3条（ネットアイの利用）</p> <p>3. 甲は、本サービスの提供期間中、乙所定の方法により、対象機械について NETEYE の提供を受けるために必要な設定を行い、その他乙の指示に従い、NETEYE の提供を受けるために必要なインターネット環境等を維持するものとする。</p> <p>4. 甲は、NETEYE 機器を接続するために必要なネットワーク設定情報を乙に提供するものとする。</p>	<p>第3条（ネットアイの利用）</p> <p>3. 甲は、本サービスの提供期間中、乙所定の方法により、対象機械についてネットアイの提供を受けるために必要な設定を行い、その他乙の指示に従い、ネットアイの提供を受けるために必要なインターネット環境等を維持するものとする。</p> <p>4. 甲は、ネットアイ機器を接続するために必要なネットワーク設定情報を乙に提供するものとする。</p>

<p>第8条（ネットアイ機器の取扱い）</p> <p>1. ネットアイ機器は、甲の使用しているインターネット等を利用して、甲の事業所内に設置された対象機械を乙の事業所と接続するものとする。</p> <p>2. ネットアイ機器の稼働に関連する電気代、通信費その他の費用は甲の負担とする。</p> <p>3. ネットアイ機器設置後に障害が発生した場合、甲は、自身で復旧作業及び再設定作業等をおこなうものとする。なお、乙又は乙の指定するサービス実施店（以下「サービス実施店」という）は、甲の要請に基づきかかる作業等を行ったとき、所定の料金を甲に請求する場合があるものとする。</p> <p>4. ネットアイ機器が故障した場合、乙は、これを甲の費用負担にて修理又は交換するものとする。但し、かかる故障が乙の責に帰すべき事由による場合は、この限りではないものとする。</p> <p>5. 甲は、ネットアイ機器を、乙によるネットアイの実施以外の目的に使用しないものとする。</p>	<p>削除</p> <p>（ネットアイ利用規約にて記載事項であり、重複する為）</p>
<p>第9条（ネットアイ機器のセキュリティ）</p> <p>1. ネットアイ機器のセキュリティは、次のとおりとする。</p> <p>(1) ネットアイ機器は、甲と契約した対象機械とのみ通信が行われ、対象機械情報が収集されます。甲の所有する情報（コピーや FAX、プリントのデータ等）は一切取得されません。また、対象機械以外の機器及びネットワーク上のデバイスとは一切通信は行われません。</p> <p>(2) 対象機械とネットアイ機器との通信は乙独自の通信手順で行われ、他のシステムからの情報の解読や通信はできません。</p> <p>(3) ネットアイ機器に収集された情報は、インターネット等を介して乙のネットアイセンターに送られます。内容は対象機械の情報に限られており、他の情報はありません。</p> <p>(4) ネットアイ機器の通信方式は電子メールまたは HTTPS 手順であり、前者は公開鍵方式の暗号化された添付文書により情報をネットアイセンターサーバーのみに送ります。POP モードは使用しないため外部から情報を受け取ることはありません。また、後者は送信時の通信経路は暗号化される。</p> <p>(5) 内蔵ボード機器の通信方式は HTTPS 手順であり、送信時の情報は暗号化される。</p> <p>(6) 乙又はサービス実施店は、ネットアイ機器を使用したうえで、インターネット回線を介して乙指定のサーバーを HTTPS 手順にて閲覧参照する方式にて、ネットアイサービスを提供するうえで必要となる情報を取得する。</p>	<p>削除</p> <p>（ネットアイ利用規約にて記載事項であり、重複する為）</p>
<p>第10条（個人情報の利用）</p> <p>第11条（免責）</p> <p>第12条（解除）</p> <p>第13条（反社会的勢力排除）</p> <p>第14条（有効期間）</p> <p>第15条（合意管轄）</p> <p>第16条（協議）</p>	<p>第8条（個人情報の利用）</p> <p>第9条（免責）</p> <p>第10条（解除）</p> <p>第11条（反社会的勢力排除）</p> <p>第12条（有効期間）</p> <p>第13条（合意管轄）</p> <p>第14条（協議）</p>
<p>第17条（本サービス、本約款及び本基準書の変更）</p> <p>乙は、効力発生日を定めたとうえで、事前に甲に対して変更後の本サービスの内容、本約款の条件及び本基準書の内容を通知することにより、本サービスの内容、本約款の条件及び本基準書の内容を変更することができるものとする。また、乙は、甲にとって不利益となるおそれのある変更の場合、原則として効力発生日の60日前までに甲に通知するものとする。甲が変更後の本サービスの内容、本約款の条件又は本基準書の内容に同意できない場合には、前記の予告期間中に乙に通知することにより、本サービスの提供を受けることができるものとする。</p>	<p>第15条（本サービス、本約款及び本基準書の変更）</p> <p>乙は、効力発生日を定めたとうえで、原則として当該効力発生日の30日以上前に、甲に対して変更後の本サービスの内容および本約款を、Web サイト (https://cweb.canon.jp/neteye/agreement/) にて通知することにより、本サービスの内容および本約款を変更することができるものとする。甲が変更後の本サービスの内容および本約款に同意できない場合には、前記の予告期間中に当社に通知することにより、本サービスの提供を受けることを取りやめることができるものとする。</p>